

# 平成22年度「函館市教育委員会特定事業主行動計画」実施状況報告

## I 目的

平成22年度に策定した「函館市教育委員会特定事業主後期行動計画」について、計画に定めた取り組みの着実な実施に役立てるため、平成22年度の実施状況を報告します。

## II 実施状況

### A 事務局職員の取組み

#### 1 職員の勤務状況に関する取組み

##### (1) 父親の育児への参加促進

- ① 市長部局と同様に、平成22年度から、子の出生の日および産後8週間の期間内（57日間）に、最初の育児休業をした男性職員について、特別な事情がなくても、再び育児休業をすることができることとしています。

##### (2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

【育児休業の取得率の実績】目標値：平成26年度末までに男性5%

区分	H22実績
男性	14%
女性	100%

- ① 市長部局と同様に、育児休業等の制度に関し、育児休業等の対象職員の範囲を拡大し、配偶者の育児休業の取得の有無や就業の有無等の状況にかかわらず、育児休業または部分休業をすることができることとしています。
- ② 「教育委員会職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の活用の指針」および「育児支援制度Q&A」を平成22年度に策定し、教育委員会各所属・各市立学校へ周知を図りました。
- ③ 市長部局と同様に、平成22年度から育児を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限を請求できることとしています。
- ④ 産前産後休暇および育児休業中の職員の代替措置として、臨時職員を配置することとしています。

##### (3) 超過勤務の削減

【時間外勤務の実績】目標値：1年間の超過勤務時間数の上限目安時間360時間

区分	H22実績
360時間超の職員数	1人
1人当たりの平均時間数	34.5時間

- ① 平成17年4月から毎年策定されている「時間外・休日勤務の縮減に関する指針」に基づき、管理職職員による業務のマネジメントの徹底等を図り、時間外勤務等の縮減に取り組んでいます。
- ② 毎週水曜日の全庁一斉定時退庁日には、職員へ定時退庁を促しています。

(4) 休暇の取得の促進

【有給休暇の取得実績】目標値：職員1人当たりの平均年次有給休暇取得日数 15日

区 分	H 2 2 実 績
15日以上取得職員の割合	47.3%
1人当たりの平均取得日数	15.1日

- ① 夏期の特別休暇については、「使用計画表」に基づく計画的な取得について、職員への周知を図っています。

(5) その他

- ① 市長部局と同様に、育児または介護を行う職員の早出勤務の試行の対象職員について、配偶者が就業していない場合等も対象となるよう、平成22年度から範囲を拡大して実施しています。
- ② 市長部局と同様に、子の看護のための特別休暇について、平成22年度に取得要件を拡大し、子が予防接種や健康診断を受診するための付添いの場合も取得できるほか、日数についても、子が1人の場合は年度で5日、2人以上の場合は年度で10日まで取得できることとしています。

2 固定的な性別役割分担意識の是正のための取組み

職員に対し、性別役割分担意識の是正について意識啓発を図っています。

3 その他の子育て支援に関する取組み

平成22年度に開館した箱館奉行所には、館内と別棟の休憩所の多目的トイレ内にオムツ交換台を設置しています。

**B 教職員の取組み**

1 職員の勤務状況に関する取組み

(1) 父親の育児への参加促進

- ① 平成22年度から、子の出生の日および産後8週間の期間内（57日間）に、最初の育児休業をした男性職員について、特別の事情がなくても、再び育児休業をすることができることとしています。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

【育児休業の取得率の実績】目標値：男性 10%

区分	H 2 2 実績
男性	7 %
女性	100 %

- ① 産前産後休暇および育児休業中の職員の代替措置として、期限付教員を配置することとしています。
- ② 平成 22 年度から、育児休業等の対象学校職員の範囲を拡大し、配偶者が育児休業をしている場合などでも、育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得を可能とし、また、再度の育児休業取得要件および 1 年以内に再度育児短時間勤務を取得する際の要件も緩和しています。

(3) 休暇の取得の促進

【有給休暇の取得実績】目標値：職員 1 人当たりの平均年次有給休暇取得日数 13 日

区 分	H 2 2 実績
13 日以上取得した職員の割合	40.4 %
1 人当たりの平均取得日数	11.5 日

(4) その他

- ① 平成 22 年度から、育児にかかる早出遅出勤務の取得要件を拡大するとともに、時間外勤務の制限を強化しています。
- ② 小学校就学始期に達するまでの子を養育する場合、平成 22 年度からは配偶者の状況にかかわらず休憩時間の短縮を申し出ることができるよう、要件を緩和しています。
- ③ 平成 22 年度から、子の看護休暇について、子が予防接種や健康診断を受診するための付添いの場合も取得できるようにしたほか、日数についても、中学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合には 10 日まで取得できるよう拡大しています。